十	「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用する者又は適用する予定の者	中小企業が「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に従った会計処理を行うことを促進することにより、その中小企業の経営状況の的確な把握及び金融機関その他の利害関係者に対する自社の財務情報や経営状況の説明を可能とし、もって中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援すること
十一	1　非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者 2　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）に規定する一般ガス事業者 3　省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する者 4　特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行い、省エネルギーの推進を図る者 5　公害防止及び再生資源の有効利用等を図る者 6　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二条第三項に規定する低炭素建築物の新築等を行う者	中小企業における非化石エネルギーの導入、中小ガス事業の近代化・保安の確保、省エネルギーの促進、公害防止及び再生資源の有効利用等並びに都市の低炭素化により環境対策の促進を図ること
十二	1　放送事業者及び共聴施設管理者 2　自ら策定した事業継続計画に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者	中小企業による、地上放送のデジタル化により不要となった施設の安全確保の観点からの撤去及び災害発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援すること
十三	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している者であって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる者	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している中小企業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を図ること
十四	金融機関との取引状況の変化により、一時的には資金繰りに困難を来している者で、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる者	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している中小企業者の経営安定を支援すること
十五	関連企業の倒産により、経営に困難を来している者	関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援すること
十六	1　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て等を行った者であって、認可決定前の者 2　民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた者及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う者	地域経済の産業活力維持への貢献や技術力等から見て経済的又は社会的に有用である事業の再生を支援すること
十七	1　経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者であって、自助努力により企業再建が見込まれる者 2　経済的又は社会的に有用な事業を承継する者 3　安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者であって、通常の融資制度では取り上げが困難な者の自助努力による企業再建を支援すること及び中小企業の事業承継の円滑化を支援すること
十八	災害により被害を受けた者（次号に該当する者を除く。）	災害により被害を受けた中小企業者の復興に資すること
十九	東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者	東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること
二十	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること

官庁報告

官庁事項

死因究明等推進計画の要旨の公表について

政府は、死因究明等の推進に関する法律（平成24年法律第33号）第7条第1項の規定に基づき死因究明等推進計画を去る平成26年6月13日に閣議決定した。

以下、その要旨を死因究明等の推進に関する法律第7条第3項の規定に基づき公表する。

平成26年7月2日

内　閣　府

死因究明等推進計画要旨

第1　死因究明等推進計画策定の基本的考え方

1　死因究明等推進計画策定の経緯・背景

我が国における死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることを踏まえ、平成24年6月に死因究明等の推進に関する法律（以下「推進法」という。）が制定され、同年9月に施行された。推進法は、内閣府に特別の機関として死因究明等推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、推進会議において、死因究明等の推進に関して講ずべき必要な法制上又は財政上の措置等を定めた死因究明等推進計画（以下本文中においては「推進計画」という。）の案を策定することとした。

今後とも、高齢化の進展等の社会情勢の変化を受けて、死亡数の増加が予想されることや、首都直下地震を始めとする大規模災害が発生する可能性があること等を勘案すると、死因究明等を推進する重要性はますます高まっていくものと考えられる。このような状況も踏まえ、政府は、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、推進計画を定めるものである。

2　死因究明等推進計画策定によって期待される効果

推進計画を策定することによって期待される効果は、次の3点に集約される。

①　死因究明等が、政府及び地方公共団体を始め社会全体が追求していくべき重要な公益性を有するものとして位置付けられること

②　政府及び地方における死因究明等の推進・実施に係る連携体制の構築を始め死因究明等に係る実施体制の強化が図られること

③　検案する医師の質の向上を始めとした死因究明等に係る人材の育成及び資質の向上が図られること